

様式第7号【回答書】

質疑応答書

次の業務に係る公募型プロポーザルについて質問があったので回答します。

業務名	千歳市立図書館分館整備業務	
	質疑事項	回答事項
	<p>エリア図に表示されている防火シャッターから左側の区域境界線上に設置される仕切壁についてですが、防火シャッターが作動した際の避難用避難口は設置しなくても問題ないのでしょうか？</p> <p>また、建築基準法などによる「2方向の避難経路」の確保についてですが、整備区画内には具体的に使用可能な避難口が設けられているのでしょうか？</p> <p>歩行距離については、「図書館」の基準が適用されるという理解でよろしいのでしょうか？</p>	<p>ご指摘のあった区域の境界線上に設置する仕切り壁につきましては、2方向避難を確保するための避難口を設ける内容に、要求水準書を修正します。</p> <p>整備区画内に既設の避難口（1か所）がありますが、スイングドアのため、扉の改修等により緊急時以外は常時閉めた状態で施錠できるようにするものとし、要求水準書を修正します。もう1か所につきましては、分館の施設正面側に設置される入口を避難口として設定していただきます。</p> <p>歩行距離（避難距離）については、図書館（準耐火構造）の基準である60mが適用されます。</p> <p>※既存の避難口、及び階段の位置については、参加表明書の提出があった事業者に個別に共有いたします。</p>
<p>質問年月日 令和8年3月27日</p>		<p>回答年月日 令和8年3月30日</p>